

工場閉鎖ハ全負承諾ノ旨ヲ述ベ、亞テ希望条件トシテ工場
復活ノ場合職工全負ニ優先權ヲ兼セラレタレト要求セルニ
中島專務モ之レヲ承認シ解雇手當問題ニ移リ会社側ヨリ本
月十五日發表セル解雇条件ヲ取消シ本月十五日現在勤務全
員ニ對シ予告手當十四日分並ニ爭議中ノ日給ヲ含ミテ各自
給ノ五十日分支給スベキコト及爭議困ニ對シ金老封(千五
百圓)ヲ併給シ支払期日八十日以内ニ支払フコトヲ發表セル
右条件ノ可否ヲ諮ルヘク一旦爭議困本部ニ引揚ケ対策協議
ノ上

(C) 今日午後二時五十分工場ニ於テ會見シ 職工代表ヨリ

会社側ノ日給五十日分ニ對シ日給九十日ヲ支給スベキコト
ヲ要求セルニ、中島專務ハ工場長ト協議ノ上

(1) 工場復活ノ際ハ復職優先權ヲ認マルコト

(2) 八月十五日現在全員ニ對シ予告手當其他一切ヲ含ミ日給

六十日分ヲ支給スルコト (職工百八十九名金二万一千五
十八圓八十錢也)

(3) 俾社員十名(爭議参加者)ニ對シテハ金三千二百十三圓
ヲ支給スルコト

(4) 爭議費用トシテ金老封(三千圓)ヲ支給スルコト

(5) 右金額八月二十六日正午支払スルコト

前記ノ如ク讓歩セル爲メ職工側ニ於テ誠意ヲ諒トシ承諾シ
全五時廿分迄記解決書ヲ交換シ圓滿解決セリ

四喜齋取締役

前記交渉ハ比較的平和ニ終結スルニ至リ何等事故ナシ

右及申(通)報候也